

IAASB会議報告（第51回会議）

国際監査・保証基準審議会メンバー せきぐち ともかず 関口 智和

※IAASB：国際監査・保証基準審議会

国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board 「アイ・ダブル・エー・エス・ビー」）は、国際的な監査及び保証基準を開発している。今回の会議（第51回¹）は、2013年4月15日から19日にかけてニューヨーク（米国）において、メンバー（1名欠席）及びオブザーバーが出席の上、開催された。日本からは、筆者がメンバー、日本公認会計士協会の甲斐幸子研究員が筆者のアドバイザーとして出席したほか、金融庁（企業会計審議会）より、五十嵐則夫委員（横浜国立大学教授）がオブザーバーとして出席した。本稿において、会議の概要について紹介したい。

1 論点の検討

（1）監査報告

IAASBは、監査報告に関する国際監査基準（ISA）見直しに向けた取組みを進めており、2012年6月に、監査報告書の文例を示したコメント募集文書「コメント募集：監査人の報告書の改善」（コメント期限：2012年10月）を公表している。今回の会議では、2013年7月に予定されている公開草案の公表に向けて、公開草案の原案が提示された上で議論が行われた。議論の結果、主に、次のような方向で作業を進めていくこととされた²。

- ・ ISA701「独立監査人の報告書における主な監査上の事項（Key Audit Matters）のコミュニケーション」を新たに設ける。
- ・ 同基準における監査人の目的に

ついて、「統治責任者に対してコミュニケーションを行った事項から、監査人の判断において、財務諸表監査において最も重要な事項を決定すること。また、財務諸表に対する意見を形成した上で、監査報告書において、当該事項についてコミュニケーションを行うこと。」とする。

- ・ 上場企業の監査人に対して、意見不表明の場合を除き、監査報告書において、主な監査上の事項についてコミュニケーションを行うことを要求する。
- ・ 監査人は、監査人が統治責任者に対してコミュニケーションを行った事項から、主な監査上の事項を決定しなければならないこととする。主な監査上の事項を決定するに当たっては、①監査の実施に当たって焦点とした領域（特別な検討を必要とするリスクが識別され

た領域や監査人の重要な判断を伴う領域を含む。）、②監査の実施に際し困難な状況に直面した領域（情報アクセスの制限を含め、十分かつ適切な監査証拠の入手において困難な状況に直面した領域を含む。）、③計画した監査アプローチについて重要な変更が必要となった状況（内部統制の重要な不備が識別された事項を含む。）を考慮することを要求する。

- ・ 主な監査上の事項として記載すべき内容（性質及び程度）には、①該当がある場合、財務諸表注記への参照、②監査人が当該事項を最も重要と考えた理由を必ず含むとともに、必要に応じて、当該事項に対する監査人の対応とその結果についても記載を要求する。
- ・ 主な監査上の事項とする項目を、統治責任者に対してコミュニケーションを行った事項から決定する

ことを踏まえ、ISA260「統治責任者とのコミュニケーション」について限定的な修正を行う。とりわけ、特別な検討を必要とするリスク及びそれに対する監査人の対応について、監査人が統治責任者に対してコミュニケーションを行うことを要求する。

- ・ 上場企業の監査において、監査責任者の氏名を監査報告書に記載することを要求する。
- ・ 継続企業の前提に基づいて財務諸表が作成されている旨、及び、重要な不確実性の有無に関する結論について監査報告書において記載することを要求する。

(2) ISAE3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」

IAASBは、国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」の改訂作業を行っている。IAASBは、これまで、同基準において、合理的保証業務と限定的保証業務、及び、アテステーション業務³と直接業務⁴ (ダイレクト・エンゲージメント) について扱うことを前提としてプロジェクトを進めてきた。しかし、直接業務については、業務が多様であり、公的部門で行われている業績監査の実務に適用することが困難なケースがあるとの指摘がされたほか、さまざまな概念を取り込もうとしたことによって基準が複雑になり、理解が困難になっているとの懸念が示された。

今回の会議では、こうした懸念を踏まえ、ISAE3000から直接業務に関する記述を削除すべきか否かについて検討が行われた。議論の結果、ISAE3000は、アテステーション業務に関する基準とすること、直接業

務に関しては序説においてのみ触れることとされた。今後、改訂版のISAE3000及び保証業務の国際的なフレームワーク等の適合修正を、2013年9月会議で最終化する方向で作業を進めることが予定されている。

(3) 開示情報の監査

IAASBは、近年における財務報告に関する規制や基準が財務諸表の注記情報の監査に与える影響を踏まえ、開示情報の監査に関してISAの改訂や個別の開示情報についてのガイダンスの公表を行うべきかについて検討を続けている。

今回の会議では、開示情報の監査に関連して、ISA300「監査計画」、ISA315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」、ISA330「評価したリスクに対応する監査人の手続」について、修正すべき点がないかに関するタスクフォースによる暫定的な分析等が提示された上で、基準ごとに議論が行われた。

議論においては、要求事項や適用指針について、開示情報の監査におけるアサーションの修正を含め、さまざまな提案がされたが、特段の結論には至らなかった。IAASBは、開示情報の監査について、引き続き、議論を継続することを予定している。

2 その他

(1) イノベーション、ニーズ、将来の機会に関する作業グループの設置

2012年から2014年までの戦略及び作業計画の策定プロセスにおいて、IAASBは、統合報告、サステナビリティ報告、コーポレート・ガバナンス報告等について、新たな保証業務基準の開発が必要かどうか検討すべ

きとの提案を関係者から受けた。それに対し、IAASBは、戦略策定プロセスにおいて、これらの分野については重要ではあるものの、報告基準を含め、多くの点について不確定要素があることから、まず、これらの点について、将来的な保証ニーズの研究を行うこととした。

今回の会議では、上記の点を踏まえ、これらのテーマについて研究や検討を行っていく「イノベーション、ニーズ、将来の機会に関する作業グループ」を設置することに合意した。作業グループは、最低、1年に1回の割合で、作業グループの活動内容についてIAASBに報告することとされている。

(2) ISA適用モニタリング

IAASBは、2009年3月にクラリティ・プロジェクトを完了させて以降、同プロジェクトにおいて再起草の対象となったクラリティ版ISAと国際品質管理基準 (ISQC) 1の適用を評価するために、これらの基準の適用状況について事実関係の把握に向けた取組みを行っている⁵。

今回の会議では、当該取組みの状況及びこれまでに識別された主な発見事項についてまとめた報告書 (案) が提示された。IAASBは、2013年6月会議において報告書 (案) を最終化するとともに、その後、改訂が必要な基準に関する識別作業を行っていくことを予定している。

〈注〉

- 1 電話会議による会議の開催は除く。
- 2 具体的な文言については、今後の検討過程において変更される可能性がある。
- 3 アテステーション業務は、保証

業務提供者以外の者が主題について規準に照らして測定又は評価を行うとともに、保証業務提供者が保証報告書において主題情報について結論を表明する保証業務。

4 直接業務（ダイレクト・エンゲージメント）は、保証業務提供者が主題について規準に照らして測定

又は評価を行うとともに、保証報告書において主題情報を提示する保証業務。現行基準において、「ダイレクト・レポーティング業務」と呼ばれている業務について、測定・評価者の観点から定義を見直した上で、用語を変更したものであり、主に、公的部門の監査にお

いて行われている保証業務の類型。

5 ISA適用モニタリング（ISA適用後レビュー）プロジェクトの詳細については、「会計・監査ジャーナル2011年12月号「IAASB会議報告」コラム」をご参照いただきたい。